◉震災で被災された皆さんへ

介護保険料と介護サービス利用料の減免

東日本大震災で著しく被害を受けた人を対象とした、介護保険料や介護サービス利用料の減免期間を今年の９月30日まで延長します。次の要件に該当する人で、まだ減免申請をしていない人は、３月31日までに手続きをしてください。期限を過ぎても申請は可能ですが、減免対象期間が短くなります。既に東日本大震災を理由として保険料や利用料の減免を受けている人、申請済みの人はあらためて手続きをする必要はありません。

【対象者】被保険者本人または被保険者が属する世帯の家計を主として支える人が所有する住家、家財などが震災により著しい損害を受けた場合

【要件】

り災証明により居住していた住家などが全壊、大規模半壊、半壊以上と判定されている人（ただし、被保険者が属する世帯の生計を主として支える人の被災後１年間の所得が600万円以上の場合を除く。また、損害保険や共済などにより住家、家財などの損害に対し保険金が支払われている場合は、減免の対象とならない）

【申請の際に必要なもの】

①申請者（被保険者本人または家族）の認印
②り災証明書
③世帯の生計を主として支える人の被災後の収入が分かる資料（確定申告書の写し、年金の支払通知、預貯金通帳、給与の支払明細書など）
④損害保険の保険金などを受け取っている人は、契約していた保険の支払限度額と受け取った保険金額が分かる資料

【対象者】被保険者本人または被保険者が属する世帯の家計を主として支える人が、震災により事業を廃止したり、失業したりして、震災前年に比べ収入が著しく減少した場合

【要件】

平成22年と被災後１年間の収入を比較し50％以上減少している人（被保険者が属する世帯の生計を主として支える人の被災後１年間の所得が600万円以上の場合は除く）

【申請の際に必要なもの】

①申請者（被保険者本人または家族）の認印
②世帯の生計を主として支える人の平成22年中と被災後１年間の収入が分かる資料　（年金や給与の源泉徴収票、確定申告書の写しなど）

【対象者】被保険者が属する世帯の家計を主として支える人が、震災により亡くなられたり、負傷したりして、前年に比べ収入が著しく減少した場合

【要件】

平成22年と被災後１年間の収入を比較し50％以上減少している人（被保険者が属する世帯の生計を主として支える人の被災後１年間の所得が600万円以上の場合は除く）

【申請の際に必要なもの】

①申請者（被保険者本人または家族）の認印
②世帯の生計を主として支える人の平成22年中と被災後１年間の収入が分かる資料

【対象者】原子力災害対策特別措置法に基づく長期避難をしている世帯で、被災後に市内に住民登録をしている場合

詳しくは、介護保険担当課へお問い合わせください

■**問い合わせ・申請先**＝本庁長寿社会課介護認定係（内線263）・各総合支所介護保険担当課

介護保険関連の審議会委員を公募

◆**募集人数**＝①**介護保険運営協議会委員**・10人（各自治区２人）②**地域密着型サービス運営委員会委員**・５人（各自治区１人）

◆**職務内容**＝①**介護保険運営協議会委員**・市の介護保険事業計画に基づき介護保険事業の運営に関する審議など②**地域密着型サービス運営委員会委員**・地域密着型サービスの適正な運営に必要な事項の審議、事業者の選定・指定など

◆**任期**＝平成24年４月１日～27年３月31日

◆**募集期限**＝３月26日㈪

◆**応募要件**＝※共通事項①市内在住の40歳以上の人②年４回程度開催する会議に出席※介護保険関係に従事する人は応募不可

■**問い合わせ・申込先**＝本庁長寿社会課介護給付係（内線２６１）・各総合支所介護保険担当課

◉東日本大震災で被災された国保加入者の皆さんへ

医療機関の窓口負担の免除期間を延長

次の要件に該当する人は、３月１日以降も医療機関などでの国民健康保険（国保）の窓口負担を免除します。すでに市へ申請し、免除証明書が交付されている人には、２月末に新しい証明書を送付しています。まだ免除の申請をしていない人は、お早めに手続きをしてください。国保以外の人については、加入する医療保険にご確認ください。

【対象者】

災害救助法の適用地域（東京都を除く）や、被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後に他市町村へ転出した人を含む）で、震災により次のいずれかに該当する人

① 住家が全半壊、全半焼した
② 生計を維持する人が死亡または重篤な傷病を負った
③ 生計を維持する人が行方不明
④ 生計を維持する人が業務を廃止、または休止した
⑤ 生計を維持する人が失職し、現在収入がない
⑥ 原発事故に伴い、政府の避難指示などの対象となっている

【免除期限】

①～⑤ 24年９月30日　⑥ 25年２月28日

【申請に必要な物】

国保被保険者証、印鑑、免除対象要件を満たしていることを確認できる書類（り災証明書など）
※領収書や通帳は還付申請の場合に必要

【免除期間が延長されないもの】

▽入院時の食事療養費や入院時生活療養費の標準負担額▽療養費（柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術、治療用装具など）にかかる一部負担金相当額など▽医療機関などの窓口で被保険者証を提示しない場合

■**問い合わせ・申請先**＝本庁健康増進課国保係（内線244）、各総合支所国民健康保険担当課

◉東日本大震災で住宅に被害を受けた皆さんへ

被災者生活再建支援金の申請期限を延長

震災で住宅に被害を受けた世帯へ支給される「被災者生活再建支援金」の申請期限が、次のとおり延長されました。詳しくはお問い合わせください。

【対象世帯】

① 住宅が全壊した
② 住宅が大規模半壊した
③ 住宅が半壊し、居住できないため解体した
④ 敷地に被害が生じ、居住できないため解体した

【支給額】※（　）は単身世帯の場合

◆**基礎支援金**…住宅の被害程度に応じて支給します
▽全壊または解体　100万円（75万円）
▽大規模半壊　50万円（37.5万円）

◆**加算支援金**…住宅の再建方法に応じて加算します
▽建設・購入　200万円（150万円）
▽補修　100万円（75万円）
▽賃貸　50万円（37.5万円）※公営住宅除く

【必要書類】

区分	必要書類	全壊	半壊解体	敷地被害	大規模半壊
基礎	り災証明書	○	○	○	○
	滅失登記簿謄本（解体証明書）		○	○	
	敷地被害証明書類			○	
	住民票（世帯全員）	○	○	○	○
	預金通帳の写し	○	○	○	○
加算	契約書などの写し	○	○	○	○

【申請期限】　基礎支援金　25年４月10日
　　加算支援金　30年４月10日

■**問い合わせ・申請先**＝本庁福祉課地域福祉係（内線226）、各総合支所福祉担当課